

## 平成 22 年度 第 1 回 高知県森林環境保全基金運営委員会

開催日時 平成 22 年 8 月 24 日 (火) 9 時 30 分 ~ 12 時 00 分  
開催場所 高知城ホール 2 階 中会議室  
出席者 (委員)  
根小田渡委員 (委員長)、川村起久子委員、片岡桂子委員  
窪田真一委員、田岡秀昭委員、津野裕子委員、松本誠司委員  
山中國保委員  
(高知県)  
鶴岡林業環境政策課長、柿部林業改革課チーフ  
三好環境共生課チーフ、岩原木材産業課チーフ  
原県立病院課企画監、中森林業環境政策課技師  
久保林業環境政策課長補佐、出口林業環境政策課主任  
欠 席 2 名 (堀澤栄副委員長、門田芳穂委員)

---

(林業環境政策課 久保課長補佐)

皆さん、おはようございます。林業環境政策課、課長補佐久保でございます。

本日は朝から、お忙しいところご参集、委員会にいただきまして、ありがとうございます。定時になりましたので、ただ今から平成 22 年度、第 1 回森林環境保全基金運営委員会を開催いたします。

本会は、過半数の方がご出席をいただいております。本日あらかじめ欠席のご連絡を 2 名の方からいただいておりますが、森林環境保全基金条例施行規則第 3 条に基づき、過半数の方のご出席ということで、会が成立することを申し添えます。

また本会は、高知県森林環境保全基金運営委員会運営要領第 8 条に基づき、公開となっておりますことを申し添えます。

それでは、開会の挨拶を、鶴岡課長の方からお願いいたします。

(林業環境政策課 鶴岡課長)

ご紹介をいただきました鶴岡でございます。

本日は残暑厳しい折、早朝から第 1 回森林環境保全基金運営委員会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

お手元に配布しております会の次第にありますように、まず最初に報告事項としまして、昨年度の森林環境税活用事業の決算及び基金残の状況について。次に②としまして、今年度の実施状況につきましてご報告をさせていただきます。そのあと (2) のところに議事がございますけれども、まず最初に 9 月補正予算としまして、木材産業課から「木の香る

まちづくり推進事業」につきまして、500万円の補助金の予算補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、今年6月議会でも質問がありました、基金残の主な理由でございますけれども、森林環境税活用事業の約6割を占めます「みどりの環境整備支援事業」につきまして、20年度から国の定額補助事業が導入されましたことから、事業の実施が減少しました。その結果、基金残額は今年度当初で約1億8,500万円となっております。そのため、その活用策につきまして、関係課等の担当職員からご説明をさせていただきます。

最初に「県立安芸病院整備事業」、これは仮称でございますけれども、木質化の推進につきまして、12月議会において本事業に関する予算審議を行うため、今回、森林環境税の活用事業としての是非についての採決をいただければと考えております。

次に③でございますけれども、23年度以降の新規事業につきましては、検討することにつきましての方向性の是非について、忌憚のない委員のご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひをします。

最終的には、先ほど③のところの23年度以降につきましては、12月に開催予定であります基金運営委員会にて、採決をお願いしたいと考えております。

簡単でございますけれども、開会にあたりまして私からの挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

#### (事務局)

事務局の出口と申します、よろしくお願ひします。

本日のスケジュール、日程について説明をさせていただきます。

まず事務局の方から、21年度の決算状況と基金残の状況について説明をします。そのあとで、林業改革課の柿部チーフの方から、みどりの環境整備支援事業についての状況等を説明していただきます。

続いて、課長からの説明もありましたように、今年度の実施状況、特に新規事業を中心に説明いたします。

続いて、9月補正予算の「木の香るまちづくり推進事業」についての説明を、担当課のチーフさんからさせていただきます。

その後、12月補正予算について、県立病院課さんから説明がございます。

ここで一遍休憩を入れまして、5分間の休憩の後に、23年度以降の活用策として、今回8件のご提案を説明させていただきます。閉会を12時ちょうどの予定にしております。よろしくお願ひいたします。

それと、ご紹介が遅れましたが、今日、高知工科大学のインターンシップの研修生さんがお見えになっております。ご紹介させていただきます。岡村さん、ご起立を願ひます。

岡村さんは、高知工科大学の物質・環境学科の3年生でいらっしゃいます。今日は、物事の決定のプロセスとか、そういった部分を勉強していただけたらと思っておりますのでよろし

くお願いします。

それでは議事の進行に移りたいと思います。根小田委員長、よろしくお願いします。

(根小田委員長)

はい、皆さん、おはようございます。

それでは早速、会次第に基づいて議事を進めていきたいと思います。最初に(1)の報告事項でありますね。「昨年度の森林環境税活用事業の決算及び基金残の状況について」、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

はい。資料1をご覧ください。昨年度、森林環境税を活用した事業の一覧、最終予算に対する決算額をお示しさせていただいております。

1番から17番までが昨年度行った事業です。この事業の合計額ですが、1億1,743万8,000円、千円以下は丸めておりますけれども、この額でございます。平成20年度の決算額が1億246万3,000円でしたので、21年度は、20年度よりも約15%多く予算を執行したという結果になっております。

これらの事業の詳細につきましては、2ページから34ページに掲載させていただいております。今年の3月に決算見込みということで、一定、この事業の説明もさせていただきましたので、今回説明は省略させていただきます。

続きまして、基金の残の状況についてですが、資料の2の方をお願いいたします。新聞報道にもございましたように、6月17日付の高知新聞朝刊で、「利用少なく残高増」といった見出しで掲載されております。国の事業を優先的に活用した結果、残高が増えた、といったような記事内容になっております。

2ページをお願いいたします。2ページの大きな1の2)番、基金残の状況のところ、①番として、平成21年度末現在では、1億8,479万5,000円ということになっております。第一期目のスタートの時から、21年度末までの総積立額が約11億円ございまして、それに対して執行したのが約9億2,000万円ですので、その差額がそのまま「残」ということになっております。

基金残が発生している主な理由といたしましては「みどりの環境整備支援事業(35年生までの除間伐への支援)」の執行残があげられます。平成19年の途中から開始をした事業でして、それぞれの年度の当初予算に対する実績を、隣の列に記載しておりますが、1億3,358万2,000円の執行残があることがわかります。それと基金残の1億8,479万5,000円、この額との関係を理解していただきたいと思います。

ただ、みどりの環境整備だけではなくて、その他、森林環境税を活用したいろんな事業について残が出ていることもあって、現在の基金残は総合的な結果であるといったことでございます。

「今後の活用策」ということで、大きな2番ということでは1)番、「国の造林関係事業の状況」といった部分を説明します。

平成21年度からの、加速化基金事業が23年度末まで実施されるため、その間「みどり」のこの事業の執行が、環境税サイドでは最大で5,000万円規模と見込んでおります。ただ、加速化基金事業が終わった平成24年度以降に、国のポスト加速化基金対策があるのかどうかの部分が、そのまま、みどりの環境整備支援事業の執行に影響が出てくるのではないかとといったような推測を、今のところしております。

次のページをご覧くださいませいんですけれども、「今後の活用策（抜粋）」と書いてありまして、資料3参照と書いてありますが、これは資料3ではなくて資料5の間違いです。

基金残を、どのように適正に執行して、県民のかたにお返ししていくのかといった案を、本日の後半で、ご提案をいくつかさせていただくんですが、そのダイジェスト的な部分を①、②、③と、抜き出して表現させていただいております。

①の「CO<sub>2</sub>対策としての活用」、これが一番大きいんですが、直接森林を整備して、森林のCO<sub>2</sub>の吸収効果を高める取り組みに加えて、生活の中に「県産材」を使っていく取り組みを推進していく案がございます。CO<sub>2</sub>を出さないといったような支援の規模を拡大して、いろんな部分、きめ細やかなCO<sub>2</sub>対策を推進していくといったような方向が、まず一つございます。

続きまして②番「環境教育への活用」ということで、近年、「森のようちえん」の整備について、県内で静かなブームが起こりつつあるんですけれども、そこを後押しするというような提案や、「協働の森」を活用して、協賛企業の社員さんと地元子どもたちが、一緒になって整備活動を行ったりとか、社会貢献をしている企業の姿勢を学ぶといったような「協働の森コラボレーション事業」とか、こういった事業の提案もさせていただきたいと考えております。

それと県有施設、県立「甫喜ヶ峰森林公園」の森林を活用して、施業モデル林とか、そういったものを造成して、県民に目に見える形で環境税を還元していくことを考えております。

21年度の決算状況と基金残の状況と、その基金残をどう活用するのかといった部分を簡単に説明させていただきました。ありがとうございました。

(根小田委員長)

はい、ただいま説明いただきましたが、何かご質問やご意見等ありましたら、どなたか。

(事務局)

すみません、時間的にもなかなかタイトでして、もしご質問ありませんでしたら、次に移っても構いませんでしょうか。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(根小田委員長)

またあとで、もしありましたら出していただいで。

それでは、今の問題に関連して、続きまして、この今の基金残の最大のファクターである、みどりの環境整備支援事業の状況ですね、実態とといいますか、その辺りのところをもう少し詳しく説明していただきます。よろしくお願いします。

(林業改革課 柿部チーフ)

林業改革課、間伐担当チーフをやっております柿部と申します。

先ほど、説明があったんですけども、お手元の資料1の2ページをご覧いただきたいと思います。かなり詳しくはご説明いただきましたので、みどりの環境整備支援事業につきましては、この2ページの1に書いております内容で実施いたしました。残念ながら説明にもありましたけれど、目標予定4,000haに対しまして、実績数値が2,257haということで、目標には至っておりません。説明の中にありました国の定額事業は10/10の補助率になりますので、森林所有者の負担が要りません。どうしてもそちらの方に一定流れることになるのは否定できません。

皆さまのお手元には配っておりませんが、自分の方の資料で申し上げますと、この「みどり」の事業の、対象となります21年度における3～7歳級の、「造林補助事業」とか、「緊急間伐総合支援事業」「自伐林家等支援事業」において、補助した面積が2,454.48ha ございます。それに対しまして、「みどり」の実績は先ほど申し上げた面積でございます。

造林事業において、「みどり」でのこの採択率というんですか、「みどり」の方でも申請率という名前前で呼んでますけど、それは92%です。緊急間伐総合支援事業におきましては89%、それから、自伐林家等支援事業におきましては100%。平均しますと、対象となります面積、補助としては、申請率は92%ということで、19年の12月からこの事業は始まったわけですけども、年々、利用率としては上昇しています。

ただ、いかんせん、その分母になる部分が、申し上げておりますようなことでございまずんで、間伐の推進という観点でいけば、痛しかゆしというところがあります。

ちなみに、「みどり」の事業で、平成20年から24年度の目標ということで作って立てておりましたのは、2万5,000haという目標数値がございます。今までのところの21年度実績まで、その事業が始まって、合計で5,856.75haの実績になっております。計画との比較でいきますと、今年度を含めまして、残り24年度までに1万9千haというものが整備されていくような計画になっています。

みどりの環境整備にしても、間伐の推進というものを重点に据えてやっておりますし、そのためには、例えば国の定額事業にも積極的に取り組んだ姿勢でいくと。

ここで一つ申し上げますと、国の定額事業は23年度まで、それ以降についての見通しが、

ということが出てたんですが、現在の状況は、来年度については、国の補助制度が大幅に変わる見通しになっております。その大きな要因としては、林業再生プランでの「国産材木材利用率50%達成」ということが国の方で決めら、それに向けて動くということで、搬出する間伐に特化した補助体系にという考え方が示されております。

現在、うちの県においては、「森の工場」ということで、集約化の取り組みも以前から進められておるわけですが、新しい制度が、森の工場に似たような仕組みで、それにつきましても、法改正が必要だということで、実際的に動き始めるのは24年度からということが、今のところ情報としては入っています。

いずれにしましても、うちの県においては搬出間伐に転換しようとしていたこともありますので、方向的には似ているんですけど、制度が大幅に変わってくると考えています。

そういう現状にあるということをご理解をいただければと思います。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

今の説明に関連して、ご質問等ございましたら。

(事務局)

今後の見通しの中で、集約化ができないような個人、自伐林家の、保育間伐はもう救っていただけないのかは、どうでしょうね。

(柿部チーフ)

そのところは、今後、集約化することが必須条件になってまいります。保育の部分については、明確に今現在は除間伐ということで、「保育間伐」というのが見えてますけど、それが見えなくなるという言い方を国はしています。

ただ、うちとしては、この制度に対してどう思うかという意見を問われたことがございまして、この中で少なくとも森林所有者個人のかたで、やる気を持って、やられる方もおられますので、その辺は、なお検討をしてくださいということは、国に対してお願い申し上げます。

ただ、森林所有者個人の方で、そういう森林経営計画が作れないという方については、国の補助事業から外れる可能性もあるかなど。そうなった場合に、では我々としてはどういうふうに手を打っていけるかということで、まだ机上の段階ですけど、どうしたものかということで、検討には入っておりますが、今の時点で、皆さんにお話できるような状態でもないかなど、そういうよう状況です。

(事務局)

はい、ありがとうございました。

将来的に利用間伐の方へ国の事業がシフトしていくとなると、今のみどりの環境整備支援事業については、切り捨て間伐に対する支援ということで制度が成り立っているわけで、しかも、国の切り捨て間伐についての上乗せ補助という制度ですので、国がもう利用間伐しか認めないよとなったら、「みどり」自体が上乗せするところがなくなると、いったような問題が起きてくるわけです。

どうしても上乗せ補助という弱い立場でおる関係上、ある種振り回されるようなことも将来は想定されますけれども、何とか、元々、直接森林を整備するといったところに環境税を落とし込んで、県民に還元していくというような本筋、スタイルは貫けるように、いろいろと国の事業をにらみながら柔軟に対応していくといった部分が私共のスタンスになります。これが今の時点でのまとめになります。

柿部チーフさん、どうもありがとうございました。

(根小田委員長)

委員の方、何か質問ございませんでしょうか。

どうぞ。

(川村委員)

すみません、ちょっと分かりませんので聞かせてください。

今の、国の補助事業が入ってきて、全額補助いうところに入ってきて、森林環境税のみどりの環境整備支援が、ちょっと押されてきたということですが、この国の全額補助というのは、いつまで続けられるのか。

それから、今までのいろんな政策というか、実行するのに、その年々で、お金を全部使い切らないかんという考え方があったと思うんですよ。けどそうでなくて、この事業が打ち切られたときに活用できるような方法は、それが、他からなぜ使わんかというようなことではなくて、この時にこれを使いますというようなお金の使い道ができないものか、ちょっとお伺いしたいです。

(柿部チーフ)

まず、第一点目につきましては、23年度まであります。それは基金事業で、組まれております。この基金事業につきましては、繰り越しは認められておらず、実質的に、来年度中に済まなければ、残ったお金は国に返さないといけないという事業です。

それと、二点目のお話なんですけど、確かにいろんなことということで、その時々で変えていったらどうかというふうに受け取ったんですけど、それでよろしいでしょうか。

(窪田委員)

国の集約化の新しい施策の中身が全然見えていない。集約化自体がまだ公表されてなく

て、林野も検討してるところなので、もうちょっと先でその話はここでしてもらえたら助かると思います。

(柿部チーフ)

素直なものですから、つい言ってしまいましたけど、ただ、その時になって急にバタバタしてもいかんろう、ということで、個人的にそういう考えをしているということで、理解いただければと。これをもうそのまま既定路線になるのか、それともそうでないのか、今委員の方がおっしゃったように、今後の国の状況をにらみながらということ、前提に説明、お話をさせていただいたつもりですが、すみません、言葉がちょっと足りなかったと思います。

(根小田委員長)

はい、その他ございませんか。

まあ難しい問題なんで、また後の方でいろいろ議論しましょう。

時間の都合もありますので、次のところに行きますが、報告事項の②ですね。「平成 22 年度の環境税活用事業の実施状況について」説明をお願いします。

(事務局)

はい、また資料 1 に戻ります。

それで、今年度新規で立ち上げた事業につきまして、各担当課さんの方から説明をしていただこうかと思っております。手短にお願いいたします。

環境共生課の三好チーフ様、CO<sub>2</sub>の吸収認証に関して、よろしく申し上げます。

(環境行政課 三好チーフ)

お世話になります、環境共生課の三好でございます。よろしく申し上げます。

資料 1 の 38 ページをお開けいただきたいと思っております。私どもは森林環境税を活用させていただきまして、クレジットを発行しまして、報道等でもご存知のとおり、先日、四国銀行さんの方へ一部を販売させていただきました。

この 22 年度の取り組みについてでございますが、引き続きこの地球温暖化対策、本日も大変残暑が厳しいのですが、この温暖化に対して、やはり排出権取引に使われるクレジットを増やして、またその活用から県民の皆さまに地球温暖化の取り組みにつきまして、意識を高めていただくというものでございます。

具体的には、ここの 1) 事業の概要でございますが、高知県内の二酸化炭素の森林吸収、この排出権取引のプログラム認証等の事業につきまして、森林環境税を活用させていただいております。具体的には環境省が始めております「J-VER 制度」、この都道府県版のプログラムにつきまして、昨年 10 月から事業が施行になりまして、高知県としましては、この

2月にプログラム認証を受けました。

ご存知かと思いますが、この、昨年環境税を使わせていただきまして、高知県の県有林の吸収クレジットを発行したんですが、この申請手続きの費用ですとか、また事務的な手間というのは、大変かかります。これを森林環境税を活用させていただくことで、県内のいろんな事業体、市町村が申請にかかるコストを下げられるようにということで、私ども、高知県内に「オフセット・クレジット認証センター」を立ち上げまして、この運営を外部委託するというのがこの事業の内容でございます。

予算額 1,253 万 9,000 円の内数という形で、森林環境税におきまして、1,075 万 1,000 円を活用させていただいております。この差額は「協働の森」等で、企業さまに吸収証書を発行する事務費等でございますので、環境税につきましては高知県 J-VER にかかるもののみ、という形で活用させていただくことにしております。

事業の実施状況でございますけれども、平成 22 年 4 月 19 日にオフセット・クレジット認証センター年間契約を結びました。

次に、22 年 6 月 30 日現在でございますが、ここを、申し訳ございません、7 月 31 日にご訂正いただけたらと思います。

この吸収プロジェクトにつきまして、すでに津野町と中土佐町、この 7 月 5 日で登録になっております。また現在、梶原町、大豊町から 2 件のご申請をいただいております。更に 9 月、10 月と、県内から二つないしは三つの申請をいただけるということで、環境税を活用させていただいたこの事業の趣旨を、県内の事業体、市町村の皆様にご理解をいただきまして、大変多くの問い合わせが来ております。これは、環境税を活用させていただける大きな成果だと思いますので、今後もこの活用につきましてもご指導をよろしくお願ひしたいと思います。

最後にこの 39 ページの、フローをご覧いただきたいと思います。大変ちょっと複雑な制度でございますが、このクレジット発行につきまして、どのような手順で最終的に排出権のクレジットになるかが出ております。このうち、真ん中の方に「みどり」の枠でくくっている部分、これが環境税を活用させていただいて実施いたします取り組み内容でございます。

左の方にありますプロジェクト代表事業者、これは森林所有者でありますとか、間伐を実施しまして、このプロジェクトの申請等を、私どもの立ち上げました、オフセット・クレジット認証センターに資料等をお送りいただきます。この段階で昨年、私ども高知県が国に上げた段階では、30 万円以上費用がかかっておりますが、これを県内の高知県 J-VER で申請いただきますと、これが無料になります。また、手続き等の事務が、東京へ行かずにこの高知の方でできるということで、大変利用しやすいというふうに皆様からご好評をいただいております。

今後、このクレジットが発行になりましたら、またこのクレジットの管理等を、オフセット・クレジット認証センターの方で内容等、事業を行えるように、より良いものにこの

制度を活用していきたいと考えておりますので、これからもご指導の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

大変手短で早口でございましたが、以上でございます。

(事務局)

どうも、三好チーフありがとうございます。

時間の都合も実はございます。その他、新規事業のグリーン熱証書発行の事業とか、地球温暖化機材の購入等は、おおむね順調にしておりますので、説明を省略させていただきます。

(根小田委員長)

実施状況については以上ですね。はい、何かご質問ありましたら。

全体としては予算額は、消化するような方向なんでしょうか。

(事務局)

ええ、全体予算、今年度の森林環境税につきましては、2億300万円という予算で進めさせていただいております。実績については、12月あたりに何かしらが見えてくるような状況です。それは、23年度の予算の査定時、本会議の時に進捗状況はまた報告させていただきたいと思ひます。

(根小田委員長)

はい、分かりました。

その他、何かございませんでしょうか。ないようでしたら、報告事項は一応これで終わりますして、(2)議事の方に移りたいと思ひます。

議事の第一番目は、「平成22年度の9月の補正予算について」であります。この概要を事務局の方から説明していただいて、それから木材産業課の方から詳細を説明していただくということをお願いします。

(事務局)

はい、議事の第一番目。「9月補正予算について」です。

「木の香るまちづくり推進事業」についての案件でございます。今年度の森林環境税活用事業の中でも、この事業、3,100万円の予算で執行中でございます。内容云々が変わる話ではございません。単純に増額の案件でございます。

岩原チーフ、説明をよろしくお願ひいたします。

(木材産業課 岩原チーフ)

木材産業課の岩原と申します。よろしく申し上げます。

資料の3ページをお願いします。「木の香るまちづくり推進事業」でございます。

この事業は、今年度メニューの一本化をして、新規事業として取り組んでおりますが、中身の内容につきましては、学校の机・椅子といった支援で、環境税の一期目の時から取り組んでいる事業と、二期目から始まった公共的空間の整備ということで、たくさんのかたが集まっていたくような、空港とかスーパーマーケット、銀行、等々の内装の木質化の整備、それと併せまして、三つ目の観光関連ということで、観光、桂浜とか、そういった所とかの、バス停などを木製で作ったり、あるいは、観光案内板などの整備といった支援で、今年度も取り組んでおります。

2ページをお開きください。ちょっと小さいんですけど、その下の所にある小さな表ですけど、この事業が当初予算が3,100万円でございます、一次要望が、もう既に交付決定をして事業を今進めてございますけど、その事業が2,200万円余り、既に取り組んでございます。

その内容は、公共的空間の整備と、学校関連、観光関連、等々で2,200万円の事業決定をさせていただき、それぞれのところで事業に取り組んでいただいています。

その残額が840万円ぐらいありまして、このほど二次要望をしたところ、この2ページの表の結果のような形で、補助金で1,300万円のご要望をいただいたところでございます。

内容の方、審査をしましたところ、補助事業の要件にすべて合致しておりますし、一つ一つをとっても優劣を付ける内容でもございませんので、今回要望をいただいた額のうち、オーバーした500万円を補正予算でお願いできないか、今回ご提案させていただきます。よろしく申し上げます。

(根小田委員長)

はい。「木の香るまちづくり推進事業」に関連して、9月の補正予算で、500万円増額の要請でございますが、ご質問等ございましたら。

これは、こういう申請は昨年度に比べてどうですか。増えてるんですか。

(岩原チーフ)

昨年度は2,200万円の環境税の予算をいただきまして、すべて完了しまして、また今年度3,100万円で増額させていただいております。

(根小田委員長)

去年も第一次・第二次いう形でやったのですね。

(岩原チーフ)

はい。去年も第一次・第二次ということで、前回もお諮りをさせていただいて、補正を

させていただきました。

(鶴岡課長)

それと、先ほどもご説明しましたように、6月に県議会議員の方からの質問がございました。その中で、ぜひとも教育関係、机・椅子とかそういう部分について、再度周知徹底したらどうかという提案をいただきまして、木材産業課の方も、各小・中学校、あるいは幼稚園の方にも声をかけさせていただいて、今回こういう形での申請をいただいたというところでございます。

森林環境税は、毎年1億6,000万円ぐらい県民税に500円上乗せして集めておりますので、議員の質問にも応える形でできるだけ、満額を消化、県民に見える形で実施していきたいという風に考えております。

けれども、内容もやっぱり、いいものにしていかなくちゃいけないということで、今回教育関係の木材利用の観点で補正をお願いしたいということでございます。

(窪田委員)

上の端の学校関係ですが、三つあるんですけども、加速化基金で使えるのではありませんか。

(岩原チーフ)

国の方の事業についての木質化の中では、学校等の整備については、基本は文部科学省の予算ですけど、体育館とか武道館、そういった施設については、別の敷地に建てますので、そういったものについては文科省と、併せて、林野庁の予算、加速化基金なども使って構いませんよ、というふうになってます。

高知学園の所は転落防止柵ということで、窓の所に手すりみたいなのを内装として整備するといった軽微ですので、ちょっとそういった加速化の事業の対象にはならないです。

(窪田委員)

三翠園は加速化基金ではちょっと無理だと思うけど、他は、使えるのでは。

(岩原チーフ)

この事業については対象にならないということで、こちらの方での予算の方の申請をお願いしてる状況です。

(根小田委員長)

国の方が細かく指定しているわけですね。

(岩原チーフ)

加速化基金の方の事業での木造化・木質化は、若干事業の対象が広くはなったものの、こういった小さな事業についての対象は、まだまだです。

(根小田委員長)

はい、他はいかがです。何か。どうぞ。

(川村委員)

すみません。今の2ページの株式会社三翠園さんのことですが、やっぱり環境税のフレームへは入れさせてもらえるのですか。

(岩原チーフ)

はい。

(窪田委員)

三翠園の具体的な中身は。

(岩原チーフ)

三翠園さんの方は、大広間がございまして、そこの食堂、あるいは、夕食・朝食を食べる大広間の所と、それまでの廊下。あと、中の広間の中の内装を廊下をすべて腰板で張っていく。あと、中の内装については、腰板をずっと張ると、あと衝立ですかね。それぞれのお食事をする時に使う木製の衝立が30件です。

(根小田委員長)

はい。他、特にございませんでしょうか。

分かりました。この件については事務局の方からの説明にありましてとおり、9月補正予算に500万円を増額するという事で承認してよろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(根小田委員長)

引き続きまして、22年度の12月補正予算について、概要の説明、よろしく願いいたします。

(久保課長補佐)

県立病院課から、原企画監においでいただいておりますけれども、若干事務局の方から補足をさせていただきたいと思っております。お手元の資料、資料4の最終ページに、A3の表がついております。カラーの表がついておりますので、お開けいただけますでしょうか。

こちらの方が県立病院課と左端に書きました項目を、横を辿って見ていただきたいと思いますんですが、22年度から23年度、24、25年度というふうに横に伸びております。本年度、平成22年度のところの、県立病院課の22年度補正予算という部分がございますが、こちらの方、県の方で予算編成、12月補正ということで10月中には予算見積を作成しまして、12月議会で予算の審議をする必要がございます。

今回の案件につきましては、3カ年、23年度から25年度までの3カ年にわたる工事でございますので、本来県の場合、単年度予算ということで、年度、年度で予算を組んでおるわけですが、こういった複数年度にわたる場合につきましては、債務負担行為ということで、23年度から、25年度までの3カ年間の債務については、議会で議決をする必要がございます。そのため今回、審議をお願いするというものでございます。

実際、次の第2回目の委員会の方は当初予算を審議する目的で、12月に開催を予定いたしておりますので、それまでに、この案件につきまして審議をお願いする場がございますので、この場におきまして審議をいただき、承認をお願いしたいということで、今回の案件とさせていただきます。

それでは、原企画監、お願いいたします。

(県立病院課 原企画監)

ご紹介いただきました公営事業局の県立病院課というところの原と申します。よろしくお願いたします。

「安芸地域県立病院」、これは仮称ですけれども、の木質化・県産材利用について説明させていただきます。

お手元には資料4として、資料をお配りしてございますけれども、同じ物を前にスクリーンに映しながら説明させていただきますので、数字をご覧いただけたらと思います。

では、説明させていただきます。

まず今、安芸市に県立病院としまして、安芸病院と芸陽病院の二つの病院がございますけれども、この二つの病院とも大変老朽化が進んでおりまして、築35年位経っております。耐震基準も満たしていないということから、建て替えを行うこととなりました。両病院を統合しまして、ご覧の安芸地域県立病院という建設を進めております。

今、県では「日本一の長寿県構想」ですとか「地域医療再生計画」というふうなものを立てておりますけれども、それに基づきまして取り組む主要な取り組みの一つとして、進めさせていただいております。

進捗状況としましては、今、久保補佐からも説明がありましたけれども、昨年度この基

本設計というものを作成しまして、現在実施設計中でございます。この実施設計を10月末までに仕上げる予定でして、先ほど補佐がおっしゃいましたように、実施設計を基に予算というものを考えていきたいと考えておりまして、12月補正予算に予算を計上したいと考えております。

実質的な建設は来年度からになります。

ご覧のこのパース図はこの3月に終わりました基本設計の際のパース図でございますので、実施設計の段階では若干の変更などは生じてはきております。

この図で簡単に申し上げますと、4階建てです。4階建てで、ご覧のように病棟部分が3列並列に並んでおります。4階建てのうち、図で言いますと下、1階と2階と白っぽい所がありますけれども、そこが共用の部分でして、診療ですとか、検査部門など共通の部門を配置いたします。3階と4階、3列並列に並んでおります所が、病棟部分でして、三つのうち中央と左側の2棟が一般病棟で、現在の安芸病院に該当する部分です。右側の1棟が精神病棟でして、現在の芸陽病院の部分に該当します。このような全体の配置となっております。

施設の概要といたしましては、やはり県東部の中核的病院としての機能が求められておりますので、診療科としましては18診療科という、充実した診療科としたいと思っております。

ですけれども、一方で経営の健全化ということが求められておりまして、病床数でいいますと、ご覧のように270床と書いておりますけれども、これは現在の両病院の病床数から比べますと、140床余り削減しております。

また、延べ床面積が1万9,200㎡と書いておりますけれども、これも現在の両病院を合わせたものからいいますと、5,300㎡余り規模を一定縮小して、昨今、公立病院の経営の健全化ということが問われておりますので、持続可能な病院としたいという風に考えております。

また、一番下に免震構造と書いてありますけれども、ご存じのとおり、県東部地域は特に南海地震の際の被害が想定される地域でありまして、そういった被害の際の災害拠点病院として、命のよりどころとして機能する必要がありますので、きちんとした免震構造を採用してそういった県東部の県民の方の安心の拠点という病院として整備をしたいと考えております。

スケジュールを書いてある、ちょっと細かいので申しわけございませんが、一番上にスケジュールが書いてありますけれども、先ほど、久保補佐からの説明がありましたけれども、今の病院の診療を続けながらの建設スケジュールとするために、23年から25年にかけて、3段階に分けて建設いたします。来年の23年度には、一期工事としまして、精神病棟部分を建設します。先ほど申しました一番右側にありますが、の部分を建設いたします。

24年の4月には、この部分が出来ますので、精神科部門をオープンしました後、現在の

芸陽病院の病棟部分を解体しまして、真ん中と左側の二つ、この部分が今の芸陽病院の病棟の部分があるんですけども、それを解体して、二期工事としてその部分を建設します。この建設が25年の中頃までかけて、一般病棟部分を建設する予定です。

この病院全体のオープンの時期は、25年の12月、ちょっとスクリーンが見苦しいですけど、25年の12月を予定しております。

その後で、今の安芸病院を解体して、駐車場ですとか、外構工事をします。フルオープンといいたいでしょうか、グランドオープンが26年の夏頃になる予定としております。一日も早い開院を、ということで、地元からも求められておりますので、大変タイトなスケジュールになっておるんですけども、頑張ってお整備をしていきたいと考えております。

いよいよ木質化に入りますけれども、この新病院を整備するに当たりまして、コンセプトとして、前にはちょっと書いてありませんけれども、「豊かな自然に恵まれた県東部地域のシンボルとなる病院とする」というコンセプトを一つ掲げております。ご承知のとおり、県東部は森林面積も大変高い地域でございますので、こういった自然に恵まれた環境であると、いうことを考慮しまして、何より県の県産材利用推進方針というものにのっとり、木質化ということに積極的に検討してまいりました。

本年度の取り組みを前に書いてございますけれども、基本設計の段階から、今年度実施設計に移る段階で、さらに木質化ができないかと、ということで検討を進めてまいりました。上段には「木質化の検討会」としまして、本日この場にいらっしゃいます木材産業課さんや林業環境政策課さんにもご助言いただきながら、どういったところで最大限県産材が使えるかということ、検討会を4、5、6月と、月一回程度開いてまいりました。

また、真ん中の緑の所には「建設委員会」と書いてありますけれども、現場での合意形成といいたいでしょうか、検討の場もございまして、ここでもできるだけ県産材を使えないかということで、両病院の現場の方も含めて、設計会社さんが「日建設計」というところ、県内の「上田（あげた）建築事務所」というところに設計をお願いしてございまして、そういった設計会社さんからの説明もしていただいた上で、合意形成を図ってきました。

特に現場での声としましては、コストの問題、初期投資が嵩むだけでなく、維持管理費も嵩むのではないかとということですか、あるいは機能面でのいろいろな心配の声、強度ですとか、耐久性といったことなども、あまり病院では使っていないんじゃないかと、いう風なことで、心配の声などもある中で、上田建築事務所さんからの説明などもいただきながら、何とか合意形成を図ってきたというところでございます。

その結果、今の段階で一番下に書いてます、「木質化の7項目」というところで実施設計を組みたいと、今考えております。

ご覧の7項目ですけども、特に3番の「建具」というのが書いてありますけれども、診察室や病室の入口の扉に、思い切ってすべて県産材を使ってはどうかということで、設計を落としております。

これは上田建築事務所さんのご尽力をいただきまして、設計段階から県産材を使った扉

ということでしていただきまして、大変なご努力をいただき、何とかこういう方向で進めております。

次からはイメージ図でございますけれども、先ほど申しました入口の扉が左の方にありますけれども、こういった扉をすべて診察室、病室の入り口にも使いたいと考えております。イメージ図です。

次が、実際「土佐和紙伝統産業会館」さんで使っておる木材の扉ですけども、こういった物にしていきたいと考えております。

このほかにも、これ県外のどこかの施設の写真ですけども、当然のように、手摺りですとか腰板には使いたいと考えております。

また、これは新病院のイメージ図です。正面玄関から入ったエントランスホールといいましょうか、病院の顔となる部分ですけども、県産材のヒノキをふんだんに使いまして、木製のカウンターですとか、天井部分のルーバーなどにも積極的に使いたいと考えております。

病室の中でございますけれども、これは精神棟部分ですけども、これはどこか県外の実際の病院の写真ですけども、病棟部分で各患者さんのプライバシーを守るための境といいましょうか、ロッカーあるいは机などをこういった木製の物にすると、いう例がございまして、こういった所にも県産材を使っていきたいと考えております。

これが新病院の精神部分のイメージ図でございます。

続きまして、これは新病院の一般病棟部分のイメージ図です。ここにも県産材を積極的に使っていきたいと。ロッカー部分などに県産材で作ったロッカーを使いたと考えております。

次がこれ正面。新病院の南側、正面から見たところのイメージ図ですけども、外観、外回りから見た時にも、3階、4階の病棟部分の外側に日除けといいましょうか、ルーバーを県産材で加工した物を使いたいと考えております。病院の利用者だけではなくて、県民の皆さまからもこうした木材利用の仕方があるのだということで、アピールするという風なデザインとしたいと考えております。

以上がイメージ図でございますけれども、先ほどの7項目がまとめて書いてございますけれども、今説明しませんでしたけれども、産業振興計画に基づきまして、木質バイオマスの利用拡大を図ることから、木質ペレットを使用するボイラーの導入も検討しております。これも含めまして、まだ、今申しましたとおり、実施設計中ございまして、あくまで概算でございます。けれども、県産材利用分の金額をはじいておりますけれども、総額で約1億9,900万円という数字に今なっております。

ただ、新病院に係る事業費につきましては、我々、一般会計と違いまして、公営企業会計といいまして、採算性を問われますので、初期投資を極力抑える必要があります。今後収支見通しなども踏まえまして、細部検討を加えますので、こういった金額がそのままになるというものでもない、ということでございます。

また、先ほど言いました内装の方、家具などにつきましては、県産材を使うのか、あるいは、それ以外の物を使うのかによりまして、金額は大分変わってくると聞いております。最大限使うとした場合には、このような金額になるということで、今、設計会社さんから数字をもらっておりますけれども、こういった物が、環境税の対象となるかどうかという精査を踏む必要もあるかと思っておりますので、この部分についても、対象となる部分がこのとおりになるというものではない、ということをご了解をいただきたいと思っておりますけれども、我々としましては、県東部のコンセプトと言いましたけれども、シンボリックな公共建築物の整備、そうそう減多にないような施設の整備をするわけでございますので、コスト面ですとか、機能面などの課題もある中で、県産材の利用拡大ということを積極的に最大限検討してまいりました。

この病院は外来の患者さんが、年間で延べですけれども、16万人ほど利用される予定です。入院患者さんも延べで年間8万7,000人ぐらい見込んでおります。

ということで、大変多くの県民、県東部ではございますけれども、大変多くの県民の皆さまに利用いただくような施設となりますので、こういった多くの県民が利用する公共的文化の場における県産材の利用ということで、森林環境税の用途の目的にもかなったものではないかと考えております。

また、整備されました暁には、いろいろ建築基準法の制約などいろいろある中で、病院という公共的建築物の木質化ということも、これだけのことが出来るんだよ、ということで積極的にPRをしていきたいと考えてもおりますので、どうぞご理解いただきたいと考えております。

長くなりましたが、私からは以上です。よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

はい。ありがとうございました。

(事務局)

委員長、よろしいでしょうか。

(根小田委員長)

補足ですか。

(事務局)

はい。ここで木材の利用についての県の方針といたしますか、その部分について木材産業課の岩原チーフの方から、お手元の資料を基に、少しだけ説明していただきますので、委員の皆さまよろしく願いいたします。

(岩原チーフ)

すみません。ちょっとお時間をいただきまして、県の取り組みについてご説明させていただきます。

お手元のパンフレットの中に1枚のデータがございます。まず、パンフレットの方をちょっと、一度お開きいただいて、左の方のページです。全部開くのじゃなくて、一つだけ開いていただいて、左のページで「高知県産材利用推進方針」というのがございます。これ、ちょっと下の3行に書いてますように、平成16年10月にこれ、県庁の取り組みとして方針を立ててます。それが下の①と②ということで、県庁が取り組むということで、公共施設、県の県有施設ですね、そういった施設の木造化、木質化と、あと県庁が発注する公共工事の方にも木材を積極的に使っていこう。こういった形で、まず「隗より始めよ」ということで、平成16年、まず皆さまに使っていただく前に、とにかく県庁が使っていて、その後、皆さまにも波及していく、そういった効果を期待するということから、県庁全部局が取り組んでございます。

その中で、真ん中の所に目標値がございまして、その1番の所に「公共建築施設等の木造・木質化」ということで、②でございすけども、県の発注施設は、まず県有施設、こういった安芸病院を含め県が建てる施設については、まず木造を考えると。木造化できない物については、木質化を考えていこうということで、県庁を挙げて取り組んでございます。そういったことから、病院部局さんと一緒に今回も取り組むような形をさせていただいてございます。

それと併せまして、バイオマスという取り組みも産業振興計画の中でバイオマスの普及、未利用資源の普及というのも図っていこう。そういったときも、バイオマスについても期待が大きいものの、まだ、取り組みが緒に就いたところでございますので、産業振興計画の中でもまず、公共施設、そういった施設には積極的に取り組んでPRもしていこう、ということで、去年は初めて県の施設で「牧野植物園」の温室をペレットボイラーを設置したところがございます。そういった形で県立病院課さんと一緒にこういった取り組みを進めているところでございます。

すみません、付け加えさせていただきました。

(根小田委員長)

はい。ありがとうございました。

質疑を行いたいと思いますが、最初に説明であった、3ヵ年の工事計画で、債務負担行為で今年度の12月の補正予算に決める必要があるという話ですよね。その金額を決める必要があるということですか。

(久保課長補佐)

金額につきましては、この委員会の方で、金額を固めるということではなくて、方向性

ですよね、今回の。木質化に関することにつきまして、12月補正にかけるということにつきまして、基本にご承認いただくのかどうかということになります。

(根小田委員長)

ちょっと分からないのですが、12月の補正予算に債務負担行為をやるのに、今日の委員会です承する必要があるというのが、よく分からないのです。

(久保課長補佐)

と、申しますと。

(根小田委員長)

今日の委員会で金額を含めて了承する必要があるのですか。

(久保課長補佐)

予算の12月補正にかける予算の作業が10月、11月という中で、金額を固めて、議案として固める必要がありますので、実際にこの事業に、森林環境税を充てるかどうかということについては、少なくともこの委員会において採決していただく必要がございます。

基本的に22年度当初の森林環境保全基金の残額につきましては、先ほどご説明しましたように、1億5,000万円となっておりますので、現状でご審議いただく金額につきましては、一体いくらなのかということになりますけれども、1億5,000万円を上限にご審議いただくことになるのかなとは思いますが。

(根小田委員長)

1億5,000万円。22年度の、先ほど余ったお金の話があって、1億8,000万円余ってる話がありましたね、さっき残が。

(事務局)

平成21年度の終わった時点では、1億8,500万円の残がありますよと。で、22年度、今年度の当初の予算をすべて執行すると、22年度末で1億5,000万円の残ですよということになります。

(根小田委員長)

全部執行するとね。

(事務局)

全部執行するとです。まだ今年度も年度途中でもありますし、今年度の当初予算、2億

300 万円が全額執行できるのか、残が出るのかという結論がはっきり言って出ない時期でもありますので、あくまで全部執行する前提での残をにらみながら、県立安芸病院さんへの木質化のどれ位の金額を押し込むのかと、いったような議論をしなければならないと、いうことになります。

(根小田委員長)

そうすると、基本的な考え方だけど、今年度全部執行したとして、1 億 5,000 万円余る。これは全部安芸病院のそれに充ててほしいという要望ですか。

そういうことですか。

(久保課長補佐)

その前に、9 月補正の案件ですね。先ほどご審議いただきました 500 万円の分がございまして、厳密に言いますと、1 億 4,500 万円を上限にして、安芸病院の木質化に充てるかどうかということになるかと思えます。

(松本委員)

だけど、平成 22 年度は実際には使わないですよ。だから、23 年度当初予算に安芸の整備事業にして、1 億 4,500 万円の中からいくら使うかという議論ではないわけです。あくまでも 12 月の補正に安芸病院の整備事業に、これぐらいの投入承知ということをするというかですね。

(久保課長補佐)

そうです。

(松本委員)

債務負担行為ということで。

(久保課長補佐)

と申しますのは、県のシステム上、議会の方に債務負担行為でお諮りする場合には、議案としては、今回の 3 年に渡る整備事業費の金額が 62 億円なら、62 億円という形、総額で債務負担行為という形で議決されるというシステムになっておまして、充てる財源については明記はされてはいたんですけども、県立病院課さんのサイドの方に、財源の担保として森林環境税を今後 3 年にわたって充てるかどうかということについては、今回決めておかないと、松本委員がおっしゃるような形で来年度に工事をやるんだとしたら、来年度にその金額を審議したらということになると、財源の担保がございませんので、県立病院課さんとしても、ぜひ、今回の審議で 3 年にわたる金額についての採決をお願い

したいという風に考えております。

(根小田委員長)

その前に採択しますけど、1億4,500万円を上限としてということでもいいんですか。そんな決め方でいいのですか。

(鶴岡課長)

先ほど、病院の方もお話しましたように、最大限1億9,900万円ですか、そういう部分でその中でも県産材が確実に使えるというところまでは、決められておりませんので、一応、私どもの最終予算といいますか、今の段階で残っておりますのが、先ほど言いましたように、1億5,000万円から500万円を引いた1億4,500万円の、今の段階ですけれども、範囲内で最大限にその中で議決をいただければ、議決をいただきたいという風に考えてます。

そのあと、財政の査定も入りますので、その部分がどうなるかは12月の段階で、もう少しきちっとしたお話ができるというふうに考えております。

(松本委員)

環境税の基金から一般財源にして、公営企業会計に投入するわけですよね。これで、仮に1億4,500万円入れたとした時に、仮に1億3,000万円しか使わなくて、残ったお金は基金へ返すことできるんですか。公営企業会計に一度出たお金を。

(鶴岡課長)

いや、実際使ったお金しか繰り出さないなので、返す、返さんの話にはならないです。

(根小田委員長)

担保にしとくだけですか。

(鶴岡課長)

担保にしておくだけです。

(根小田委員長)

実際その年にいくら使えるかは、その年、その年で決めるわけ。

(鶴岡課長)

その出来高に応じて、繰り出すということにしますので、余分に払うということはないわけです。

(窪田委員)

基本的に木質化に賛成なんで、反対する気はないんですけども、1億4,500万円だったら1年間の税収額をほんの数分間で決定しようというのは、ちょっと酷なものがあるんですけど。もう一回日を改めて委員会を、日程的な部分があるかもしれないけれども、やって、もう少し突っ込んだ説明を聞いた方がいいんじゃないかなという感じがするんですよ。これを今聞いて、ここですぐこの委員全員で即決というのは、やってできんことはないと思うけども、ちょっと急ぎ過ぎるような感じ。

それと先ほどの木質の中身をもう少し、手摺りなら、手摺りとしか出てないんで、こんな風に考えてるだとか、もう少し説明を聞いた上で委員会で諮りたいかなという感じが私はするんですけども。

金額どうのじゃないけど、200～300万円の話ならね、ここですぐにできるのに、1億超す話を、ちょっと時間をもらいたいかなという感じがするんですけど、どうでしょう。

(根小田委員長)

ほかは、いかがですか。

時間が厳しいと思うけれども、もう少し時間はありますか。

(事務局)

はい。大丈夫です。

(川村委員)

例えばですよ、今回、方向性としてはOKと言って、実際動き出した時に、中身を見てもみたら1億4,500万円あるけれども、すみません、2,000万円しか出せませんとかいうことにもなりかねないと思うんです。ここであまりちゃんと議論をせずにやってしまって、「えーこんな内容、聞いてないぞ」と、なってもというのが多分皆さんあって、もうちょっと中がみんな分かってから、方向が判断しやすいという話はそういうことだと思うんですけど。

(窪田委員)

方向性で反対する人間は、県民にはいないと思う。

(川村委員)

いないと思うんですけど。

(窪田委員)

金額が大きいんで、普段 1,000 万円、2,000 万円の話しか、ここでは大体してないんで。

(川村委員)

事業としては、そういう、その程度の金額なのかもしれないですけど、環境税の委員会の中では、ちょっと議論したことのない金額なので。

(根小田委員長)

去年、一昨年とあったシカの害の問題と似てるんでね。困ってるから出して欲しかったらいいやないか、みたいなことじゃちょっと困るので、バランスの問題があるわけね、使い道には。運営委員会には。

環境税という 1 億 7,000 千万円くらいでしょう。そのお金をどう使うかだから、使い道のバランスみたいなものがあるので、そこのところを考えて、たまたま余りましたよ、国とあれとに使って、僕はかなり偶然的なことだと思ってるので、その問題をどう処理するかという問題と、現実には余っているから回してくれやという話が、財政当局から必ず出てくるわけね。その問題はちょっと違うよと、やはりそれだけのお金を出すのであれば、さっきの余った問題をどう考えるかだけど、このお金の使い方を、例えば 1 期 5 年間で考えるかとか、単年度で考えるかとか、いろんな考え方があり得るので、そこら辺のところを了解しておかないと、なかなか見えにくい感じが、ちょっと印象としてあったので、この委員会で、何を検証すればいいのかみたいなことがはっきりしないです。

(窪田委員)

もう一回、この件を取りきって会をやってもらいたい。

(久保課長補佐)

各委員の皆さまから、具体的に県立病院課さんの方に示していただきたい内容というのをおっしゃっていただけませんかでしょうか。

(根小田委員長)

まずは一点、その木質化等の項目が出てるって、1 億 9,900 万円ですか。これ、だけど、実施設計中の概算だという話があって、しかも、これは県産材をどこまで使うかということがはっきりしてないでしょう、まだ。

(原企画監)

どれだけ、と言いましょうか、もう目いっぱい使った金額です。

(根小田委員長)

これだけ目いっぱい使う設計でやるのかどうか。

(松本委員)

県立病院課の前の議論として、環境税については一般財源でできることは使いませんよということが、この場合あって、特に県の財政の中でできることやったら、そっちでやって欲しいということで、ここ2年間、シカの場合は一般財源でやってくれと、こういうふうな結論を出してきた中で、余っています、これを病院が整備に使いますということが本来の環境税の使い方として適当かどうかという議論がまずされて、その後にじゃあ、どこまで環境税を使うのかという議論が次の段階であって、ちょっと、やはりこれは窪田委員が言うように、この事だけを取って時間を割いて議論をせんと。結局、余ったお金を使うということが、県民目線でいいのかどうなのか。

(松本委員)

全体的に反対じゃないし、木質バイオマスで積極的にやるということについては評価できるし、絶対にいかんという話じゃないけど、やはりこの基金全体の問題とは、じゃあ2期目が終わった時に3期目はどうするのかという議論とか、いろんなことも含めてもうちょっとやはり12月議会までに、この問題だけで審議する時間が必要じゃないかと思うんです。

(窪田委員)

基本的に反対するわけではないので、公共施設は絶対大事なことだということは間違いないことなんですけど、今日の前段で話があったように23年度の基金が、加速化の基金がなくなったときに、それと集約化が始まったときに県単で山の予算を組まないかんとか、財源不足が必ず発生するとかいう見通しがある可能性がかなりあるという話が前段であった中で、それ用にもひょっとしたら、本来ならばそこへ使うべき金として、国の補助が厚く来た結果として残った金なんだから、その国の補助がおそらく今度、米の補償じゃなんやで林野予算もかなり削られて、県の林野へ来る金もかなり24年度以降、減ってくるという想定の中で、その集約化で、県が組まないかん、山に手を入れないかんこともできるという説明が前段であったとき、それ向けにも残さないかんじゃないかという頭がちょっとあるわけですよ、本来の目的として。そこら辺はもうちょっと勉強させていただいて、材料をもらっての判断にさせてもらえないかという感じがする。

(鶴岡課長)

金額のところまでというのは、なかなか難しいということは、委員さんのご意見も、言われる趣旨も分かりますので、そこは抜きにして、方向付けとして、この安芸病院の関係

の部分へ森林環境税を使うことの方角付けはいただきたいなという風に思います。

(根小田委員長)

時間の都合が付くかどうか分からないけども、何か短時間でもいいから委員会をちょっと開いてもらってやらないと、金額は決められない。

(鶴岡課長)

じゃあ、日程調整を再度、金額も金額ですので、皆さんの言われる部分もよく分かりますので、その辺、日程調整をさせていただいて。

(根小田委員長)

委員会の皆さんよろしいですか。もう一回、委員会をやるという。本当の予定は12月にやるの、次の委員会は12月なんですけどね。

その9月の早い段階に委員会をやるのでよろしいですか。

(松本委員)

それは是非、やりたい。もうちょっと細かい、いろんな資料とか情報ももらった上で、やはり検討を。

(根小田委員長)

ちょっと後の話と関連してくるんですね、今日の最後の話は、23年度以降の森林環境税の活用についてということで、そういう「みどり」の税をあれはちょっと使い切れない事態があるので、それとの関連で、その余った部分を活用する場合に関連してると思うんですね。そこら辺のところを考えると、これ先に決めちゃうと、あとは全部その枠内でやりますけどね。それでいいと言えればいいかもしれんけども、ちょっとバランスの問題でどうかなど、気がしますが。

(松本委員)

あと一点だけ、仮に環境税を使わなくても、一般財源とか公営企業局の方では予算をかまえてやるということは間違いはないですね。

(原企画監)

これ、全部やるとは限りません。そうなってくると。

(鶴岡課長)

なるべく上乗せでやりたいというのが、病院企業局の考え方でございます。

(久保課長補佐)

委員長はじめ、委員の皆様方、それでは再度、日程調整をさせていただいて、こちらの安芸病院の案件につきましては、県立病院課さんの方からの詳細な資料もご提出いただいた上で、再度審議するというところでよろしゅうございましょうか。

(根小田委員長・委員)

はい。

(川村委員)

すみません、企業局のかたにちょっと聞きたいんですけども、森林環境税を全然出さなくとも、ある程度の設備はできますわね、木材を使わないにしても。その時にかかった経費と森林環境税でした時の経費の差額ですよ、それを森林環境税で出すということになると、またぐっと下がると思うんですよ、全額でなくなったら。1億9,900万円ですか、それのどの位か、相当下がってくると思うんですけど、やっぱりそういう考え方も持ってもいいんじゃないでしょうか。

(原企画監)

それはどこに挙げていただけるかは、我々といいたいでしょうか、その用途を判断されるこちらの委員会ですとか事務局の方の判断になると思いますので、今日求められたのは、使う対象としてはどれだけかかりますか、ということで求められましたので、この数字を出させていただきました。そういった比較ということも可能だと思います。

(根小田委員長)

それじゃ、ちょっとそういうことで、収まりが悪いんですけども、ちょっと一旦5分ぐらい休憩にさせていただきます。

(休 憩)

(根小田委員長)

はい、それでは、予定時間はあまりないので、最後の議題ですが「23年度以降の森林環境税活用事業について」、事務局の方から、説明をお願いします。

(事務局)

はい。委員の皆さま、お知らせがございます。

今からの議案なんですけれど、提案事項でございます。ちょっと時間の方、大変押しておりますので、全部で8項目ある中の4番から8番までは資料を持ち帰っていただいた中で、お読みいただいて、12月に予定されています23年度の予算の審議の時に、これらの案件が出るかもしれないといった認識で、今日のところは説明なしということでよろしくお願ひしたいです。頭の1、2、3番もあと残り20分少々なんですけど、時間の許す限り、ご提案を事業担当課の方からさせていただきたいというふうに思っております。

(岩原チーフ)

「23年度以降の森林環境税の活用事業について」ということで、ご提案をさせていただきます。資料の5の一つ目、ページでいったら、2ページ目と4ページ目、二つの事業をご提案させていただきたいと思ひます。

木材産業課の岩原と申します。よろしくお願ひします。

23年度以降ということ、こういう事業が環境税として、財源として活用できないかということ、予算額については、こういうアバウトに書いていますので、こういった事業ができないかということでご提案をさせていただきたいと思ひます。

まず一つ目の、2ページの方の「新・木の住まいづくり助成事業」でございますけど、ちょうど真ん中くらいのところにありますけど、県産材の需要拡大の対策としまして、有効な施策として私どもの方では、住宅の助成事業というのをずっと現在行ってきてございます。

それに加えて、昨年度と今年度の2年間だけ「緊急対策事業」としまして、経済緊急対策として住宅助成事業の拡大を図って、県産材の需要拡大に取り組んできているところでございます。2年間の住宅支援策というのが今年度で終わりますので、今まで、功を奏して、沢山の方にご応募していただいております、また補正予算なども、今年度、検討もしているところでございます。

そういったところでございますけど、いまだに木材産業をめぐる状況というのは厳しいところもござひます。そこで今年度で終わる、この緊急経済対策に代わる補強策として木の住宅については、よく第2の森林とも言われますように、CO<sub>2</sub>を固定するといったことから温暖化防止にも繋がってまいりますので、住宅助成に環境価値を加算して、県産材需要の拡大を図っていければ、というふうに考えてご提案させていただきました。

単価の方については、1戸当たり平均20万円とかといった単価をまだ具体的に検討しているわけではござひません。が、20万円くらいの環境税アップというのがもしあれば、インセンティブにも繋がっていくのではないかとということで、お出しをさせていただいております。

次のページのところには、ちょっと棒グラフで分かりにくいんですけど、左の方の黒い部分が従来からの住宅の助成ということで、経常対策分ということで大体30万円～40万円くらい、1戸当たりの補助分の県産材の需要拡大として、助成を1戸当たりさせていただ

いて、2年間、去年と今年がこの緊急経済対策として20万円～30万円くらいの補助金、併せまして大体50万円～60万円くらいの助成の事業を今年度はやらしていただいています。

来年度は、この経済対策が終わりますので、そういった方の環境価値分としてご提案をさせていただきたいと思います。

それと併せまして、4ページの方の資料も続けて説明させていただきます。

「木質バイオマスの利用拡大対策事業」ということで、この目的、背景のところの二つ目のポチにもありますけど、県では21年度より林野庁の加速化事業と、あと環境省の「グリーンニューディール基金事業」と、この二つの事業を活用しまして、園芸用ハウスなどを中心に木質ペレットボイラの導入への支援を進めて来てございます。

こういった事業が経済対策としてできまして、これに取り組んで何とか利用する側への支援の拡大をしまして、またそういった山側からの未利用資源の公共の流れを作っていくということに取り組んでございますけど、この取り組みについては、まだまだ緒に就いたところでございます。こういった流れを、この事業のあとが何もないと、国の方へのいろいろ要望なんかもしてきてまいりましたが、このまま、この事業のあとがちょっと予定がないといったような話も聞きますので、これが21、22、23の3年間の緊急対策事業でございますので、24年以降も引き続いて、この流れを定着させていきたい、そういったことで、こういった提案を今回させていただきたいと考えました。

この内容のところでございますけど、これは国の事業でこの3年間の補助の条件がこういった条件でございます。同じ条件で県内の未利用の資源を原料とする、ペレットとかチップとか薪ですね、そういったものを原料とする利用機器の導入に対して、皆さまの方でバイオマスのそれぞれの入れるところでの目標、あるいはCO<sub>2</sub>の削減目標、そういったものを立てていただきますと、そういった原木に換算をして立米当たり5万円の補助というのが国の加速化の事業でございますので、こういった事業を参考に、利用側の支援を引き続いて取り組んでいったらと思ひまして、提案させていただきました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(根小田委員長)

3番は。

(事務局)

「四国のみち整備」「自然公園の施設の修繕」ということで、ページでいきますと5ページになります。環境共生課さんの方で県立の自然公園と四国の道の管理をされておりまして、その県産材を使用しました木製の看板とか、6ページをご覧いただきたいんですけど、こういった木製の看板が老朽化しているといった部分を修繕する、特に利用頻度の高い所に特化して、県産材のPR、木材の利用をPRするといったようなご提案でござ

います。

それと8ページをご覧ください。これ県立の自然公園の分布図と申しますか、こういったふうに県下で何か所か、自然公園がございます。木製の遊具等が設置されておるんですけども、こういった遊具の修繕を環境税で、といったようなご提案がございます。説明は以上でございます。

(根小田委員長)

はい、時間も余りありませんけど、最終的には、12月の具体的な提案があって、そこで決めることになるけれども、ただ今日、今、説明のあった1、2、3ですけど、これはあれですか、従来、環境税を資金に使ってはやらなかった事業ですか、三つとも。

(事務局)

はい、三つとも基本的には新規でございます。

(根小田委員長)

ほんなら、従来とは違う発想の事業ということになる。

(事務局)

そうです。持続可能な森づくりへの支援という2期目の重点項目にもございますので、こういった部分にも光を当てて支援できたらなといった部分でございます。

(根小田委員長)

それで、もう一つ質問ですけど、資料の3の2ですね。3の2の他府県の例がありますね。この他府県の例というのは、他府県は、財源としては環境税みたいなものを使ってるわけですか。

(事務局)

はい。この資料の3の2は、森林環境税を原資とした木造住宅への支援に取り組んでいる他県の部分でございます。4県ございました。

(根小田委員長)

それと見積額が出てますけど、この見積額というのは、1年間。

(事務局)

はい。どの事業にも見積額入ってる部分は23年度、単年度でこの金額をというような現時点での見積額でございます。

(根小田委員長)

分かりました。

最後の2の3の議題では、従来環境税ではやらなかったような新たな事業の提案がありましたので、この点、先ほどおっしゃった、他のこれまでやって来た事業とのバランスだとか、単年度で全部消化すべきだという考え方ももちろんあるわけで、そういう風ないろんな考え方を含めて、少し12月までに皆さんの方でお考えいただきたいなと思います。

ちょっと、私の議事運営が不手際で、上手くなかなかできなかった面がありますが、一応時間が来ましたので、今日の日程はこれで終了にします。

事務局の方で連絡事項とかありますか。

(事務局)

緊急委員会の日程とか、そういった調整、県立病院課とも取り組んで、委員さんの皆さまにもまた日程等をお知らせし、提案をさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

長時間どうもありがとうございました。